

カラスによるごみ散乱防止、ごみ出しに工夫を！

問 環境課ごみ減量係 ☎95-9899

各家庭でのごみ出しに少し気をつけることで、カラスによるごみ散乱防止につながります。

▼ごみは決められた収集日・時間を守って出しましょう

ごみが集積所に置かれている時間が長いほど、カラスによるごみ散乱が起こりやすくなります。必ず決まった収集日の朝にごみを出してください。

▼生ごみはごみ袋の外から見えなくようにしましょう

カラスは視覚が発達しており、ごみ袋の外からも目で餌を見分けることができますと言われています。生ごみの水分をしっかりと切り、ごみ袋の真ん中に入れるなど外から見えなくに入れる事も効果的です。

▼カラス除けネットを効果的に使いましょう

カラスとごみ袋の接点を断つため、カラス除けネットの端をごみ袋の下に入れ込むなどしっかりとかけましょう。カラスは学習能力が高く、ネットを持ち上げてごみ袋をつつくという報告もあります。隙間を作らないようにネットをかけましょう。

▼カラス除けネットの配布

市ではごみの集積を進めるために、4世帯以上で集めている箇所にカラス除けネットを無償配布しています。ただし、取り付け、取り替えなどの管理は地域の人でお願いします。希望する人は環境課の窓口で申し出てください。

【市が配布するカラス除けネットの形状】

色…黄色、大きさ…縦2m×横2m又は縦2m×横3m

▼カラス除けネット使用時の注意点

- ・ ネット使用時は、通行の妨げにならないよう気をつけてください。
- ・ ごみ収集日以外は、ネットを小さくたたむ、収納するなどをお願いします。



スプリング入り家具がそのまま排出できるようになります

問 環境課ごみ減量係 ☎95-9899

今までは解体して排出する必要のあったスプリング入りのマットレスやソファなどが、3月1日(木)から解体せずにそのまま排出できるようになります。

▼地域の粗大ごみの日に出してください

第1～第4水曜日に各地域で開設される粗大ごみステーションへ持ち込んでください。雨天時の回収はできません。開設時間（6時30分～8時30分）の厳守をお願いします。

アパート・ビルなどの管理者の人へ 貯水槽の検査を受けましょう

問 環境課環境保全係 ☎95-9900

水道水を一旦タンクに貯めてから配水する貯水槽水道は、衛生を保つために維持管理が必要です。年に一度は専門業者に依頼し、清掃や検査を受けましょう。

▼簡易専用水道（タンクの有効容量が10㎡を超えるもの）

法律で年1回の検査が義務づけられています。なお、簡易専用水道を設置、廃止などの場合は、環境課へ届出が必要です。

▼小規模貯水槽水道（タンクの有効容量が10㎡以下のもの）

法での定めはありませんが、衛生管理のため定期的に清掃や点検を受けるようにしましょう。